

豊川市監査公表第55号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年2月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

## 定例監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
建 設 部	公園緑地課	平成26年4月 1日 ～同年11月30日	平成27年1月 9日 ～同年2月16日
	区画整理課		

### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

#### 重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

#### 一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

#### 【建設部公園緑地課】

#### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討及び改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

スポーツ公園の使用料の収納事務を、分任出納員以外の職員が取扱っているので、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の領収印の配備について検討されたい。

イ 改善事項

(ア) 施設管理協会人件費補助金について、補助の交付対象及び交付額が不明確であるため、改正されたい。

(イ) 施設管理協会が取扱う施設の使用料及び物品の売払代金について、指定管理仕様書に徴収時期及び払込方法など、具体的な収納事務の内容を明記されたい。

(ウ) 公園緑地課窓口で取扱うスポーツ公園の使用料の収納事務について、予算決算会計規則施行要綱に定められた納入通知書が使用されていないため、改善されたい。

(エ) 行政財産目的外使用料の徴収事務について、納入義務者及び調定額に誤りがあるため、改善するとともに当該使用料を還付又は請求されたい。  
(障害者(児)団体連絡協議会が赤塚山公園内に設置する飲料水等自動販売機)

**【建設部区画整理課】**

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

土地区画整理事業に係る証明手数料の収納事務について、釣銭資金が公金で用意されていないため、会計課と協議してその必要性を検討されたい。